

道路交通法違反関係教職員の懲戒処分等に関する基準

昭和51年7月8日
51教総教育長決裁

最終改正 平成28年3月25日

(目的)

第1条 この基準は、教育委員会の所管に属する県立学校その他の教育機関に勤務する教職員、県費負担教職員及び教育庁職員（以下「教職員」という。）が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の規定に違反する行為等の交通事犯を起こした場合、県教育委員会が地方公務員法第29条第1項に基づいて行う懲戒処分及びその他の処分（以下「処分等」という。）の基準を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この基準で用いる用語の意義は、この基準で定めるもののほかは、法その他関係法令の定めるところによる。

(処分等の種類及び順位)

第3条 交通事犯を起こした教職員に対して行う処分等の種類及び順位は、次のとおりとする。

ただし、停職・減給については、本条に規定する種類に限定するものではない。

- (1) 免職
- (2) 停職12か月
- (3) 停職6か月
- (4) 停職3か月
- (5) 停職1か月
- (6) 減給(1/10)6か月
- (7) 減給(1/10)3か月
- (8) 減給(1/10)1か月
- (9) 戒告
- (10) 文書訓告
- (11) 口頭訓告
- (12) 厳重注意

(飲酒運転等に関する処分等の基準)

第4条 飲酒したうえで自動車又は原動機付自転車の運転（以下「飲酒運転」という。）をした教職員に対する処分の基準は、原則として免職とする。

2 飲酒運転をした者に関与した教職員（以下「関与者」という。）で、次の各号に該当する者に対する処分の基準は、原則として免職とする。

- (1) 飲酒運転であることを知りながら同乗した者
- (2) 飲酒運転となることを知りながら、運転者に酒を勧めた者
- (3) 飲酒運転となることを知りながら、運転者に自動車及び原動機付自転車を提供した者

3 前項の各号に該当しない関与者については、飲酒運転への関与の程度、事故の被害等を考慮して、処分等を行う。

(その他の処分等の基準)

第5条 第4条に定める以外の交通事犯に関する処分等の基準は、違反行為等及び事故等の種別並びに運転者の責任の程度に応じ、別表及び次の各号による。

- (1) 一つの事故等が、別表の違反行為等の種別の二つ以上に該当する場合は、それらの処分等の基準のうち最も上位のものを基準として、第3条に規定する順位により原則として1段階上位の処分等を行うものとする。
 - (2) 人身事故の複数の被害者があった場合は、前号に準じて処分等を行うものとする。
- (処分等の加重)

第6条 交通事犯を起こした教職員が、次の各号の一に該当する場合は、第4条及び第5条の基準にかかわらず処分等を加重することができる。

- (1) 過去において、交通事犯のため処分等を受けた者である場合
- (2) 管理職等指導的立場にある場合
(処分等の軽減)

第7条 交通事犯を起こした教職員が、次の各号の一に該当する場合は、第5条の基準にかかわらず処分等を軽減することができる。

- (1) 事故の原因が主として相手方又は第三者にあると認められる等の特殊な事情がある場合
- (2) 交通事犯に係る車両の運行について、公務上の必要性又は緊急性が認められる等の特殊な事情がある場合
- (3) 事故発生状況等特に考慮すべき事情がある場合

第8条 教職員の交通事犯に関して当該運転者以外の教職員で責任があると認められる者がある場合は、その者の責任の程度その他の事情を考慮して処分等を行うものとする。

第9条 この基準によりがたいものの処分等の取扱いについては、そのつど別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行前に発生した交通事犯に対する処分等の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成18年1月1日から施行する。
- 2 この基準の施行前に発生した交通事犯に対する処分等の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成18年10月10日から適用する。
- 2 この基準の適用前に発生した交通事犯に対する処分等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、通知の日から適用する。
- 2 この基準の適用前に発生した交通事犯に対する処分等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成19年11月5日から適用する。
- 2 この基準の適用前に発生した交通事犯に対する処分等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成23年2月21日から適用する。
- 2 この基準の適用前に発生した交通事犯に対する処分等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この基準の適用前に発生した交通事犯に対する処分等の取扱いについては、なお従前の例による。

別表

処 分 等 の 基 準

No.	事 故 等 の 種 別		人 身 事 故						物 損 事 故		そ の 他	
	事 故 等 の 区 分		死 亡 事 故		重 傷 事 故		軽 傷 事 故		衝突事故、追突事故等及び建造物その他の損壊等		自 損 事 故 そ の 他 単 純 事 犯 等	
	責 任 の 程 度		加害者側の一方的不注意による場合	被害者側の一方的不注意があった場合	加害者側の一方的不注意による場合	被害者側の一方的不注意があった場合	加害者側の一方的不注意による場合	被害者側の一方的不注意があった場合	加害者側の一方的不注意による場合	被害者側の一方的不注意があった場合		
	違反行為等の種別											
1	無 免 許 運 転		免 職						停職6月		停職3月	
2	速 度 超 過	5 0 以 上	免 職	停職6月	停職3月	停職1月	減給6月	減給3月	減給6月	減給3月	減給3月	
		3 0 (高速4 0)以上 5 0 未 満									減給1月	
3	上記以外の法令違反による事故の		ひき逃げ	免職又は停職（6月以上）						停職又は減給		
			あて逃げ									
4	上 記 以 外 の 法 令 違 反		停職1月	減給3月	減給1月	戒 告	文書訓告	口頭訓告	文書訓告	口頭訓告	厳重注意	
5	危 険 運 転 （ 致 死 傷 ）		免 職									
※本文第7条の規定に該当する場合は、上記の基準にかかわらず処分等を軽減することができる。												

○ 上表における用語の意義等

- (1) 死 亡 等 事 故 … 運転者以外の人が、交通事故が主たる原因となって、死亡した場合又は再起不能になった場合
- (2) 重 傷 事 故 … 運転者以外の人が、全治30日程度以上の傷害を受けた場合
- (3) 軽 傷 事 故 … 上記以外の場合
- (4) 無 免 許 運 転 … 法第64条の規定に違反して自動車又は原動機付自転車を運転する行為（大型自動車等無資格運転及び仮免許運転違反を含む。）

- (5) 速度超過 … 「速度超過（５０以上）」とは、速度超過のうち、その超える速度が５０キロメートル毎時以上のもの
また、「速度超過（３０（高速４０）以上５０未満）」とは、速度超過のうち、その超える速度が３０キロメートル毎時（高速自動車国道等においては４０キロメートル毎時）以上で５０キロメートル毎時未満のもの
- (6) ひき逃げ … 死傷事故の場合の、法第７２条第１項前段の規定に違反する救護等措置義務違反
- (7) あて逃げ … 物損事故の場合の、法第７２条第１項前段の規定に違反する危険防止等措置義務違反
- (8) 危険運転（致死傷） … 刑法（明治４０年法律第４５号）第２０８条の２第１項に規定する、アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で、又はその進行を制御することが困難な高速度で、若しくはその進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させ、よって人を死傷させること
また、同条の２第２項に規定する、人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で、又は赤色信号若しくはこれに相当する信号を殊更に見放し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させること